

令和 6 年度第 2 回大垣市国民健康保険運営協議会会議録要旨

議 題	議第 1 号 令和 7 年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について 議第 2 号 令和 7 年度大垣市国民健康保険事業会計の予算（案）について 議第 3 号 令和 7 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について 議第 4 号 大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について		
日 時	令和 7 年 2 月 12 日（水） 14:00～15:00	場 所	大垣市役所 4 階 情報会議室
		事務局	健康福祉部 国保医療課 国民健康保険グループ
出席者	運営協議会委員 出席 11 名 欠席 2 名 事務局 健康福祉部長、国保医療課長、主幹 3 名		
【発言】 課長	ただいまから、令和 6 年度 第 2 回大垣市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、国保医療課長の杉崎でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 各委員の皆様には、ご多用のところをご出席いただき、また、日ごろから国民健康保険事業の運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本運営協議会は、被保険者代表、保険医又は薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表の 13 名の委員の皆様から構成されておりますが、本日は、ご都合により本多委員、河野委員から、ご欠席との連絡をいただいております。なお、本日の協議会は、過半数のご出席をいただいておりますので、成立していることをご報告させていただきます。 また、昨年 12 月の委員改選に伴い、3 名の委員の方の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。はじめに、被保険者代表として、大垣市女性連合会墨俣町婦人会副会長の關谷三和子様、同じく、西美濃農業協同組合非常勤監事の高橋美和子様、最後に、被用者保険等保険者代表として、全国健康保険協会岐阜支部企画総務部長の山西ゆかり様、ご紹介させていただきました 3 名の方に、新たに委員をお願いすることになりましたので、何かとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。なお、その他の委員の皆様におかれましては引き続き、お願いをしております。お手元の資料 1 ページの委員名簿をもって、ご紹介にかえさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。初めに、石田 仁大垣市長がご挨拶申し上げます。		
市長	(市長あいさつ)		

課長	誠に申し訳ございませんが、市長は、次の公務のため、ここで、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。（市長退席） それでは、会議に入ります前に、昨年 12 月の委員改選に伴いまして、会長の席が空席となっておりますので、まず会長の選出をお願いしたいと存じます。国民健康保険法施行令 第 4 条の規定によりまして、会長は公益代表の委員の中から選出いただくことになっておりますが、慣例により会長は大垣市社会福祉協議会代表の方に務めていただいておりますので、会長を金森委員をお願いすることで、みなさんよろしいでしょうか。
委員	(拍手)
課長	ありがとうございます。それでは、本協議会の議長は 大垣市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定によりまして、会長に務めていただくことになっております。金森会長、議長席へのご移動をよろしくお願いいたします。（議長席へ移動） それでは、金森会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議長	(議長あいさつ) これより議長職を執らせていただきますが、委員の皆様方の格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日の会議録署名者を、堀委員と馬淵委員にお願いいたします。 議事に入ります前に、審議会等の設置及び運営に関する基準、及び審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領の規定に基づき、本協議会は、公開することといたします。傍聴者はございますか。
課長	傍聴者は、ございません。
議長	はい、分かりました。それではこれより議事に入ります。議第 1 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(議第 1 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について」説明)
議長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はございますか。
委員	失礼します。まず 3 点お願いしたいと思います。今の加入状況を見ていると、今後どんどん加入者が減り金額も減っていきますが、制度の維持等今後どのように対策・対応されるのか。 2 点目として、マイナンバーカードですが、特に薬剤師には必ず確認をされますが、医療機関ではあまり言われな。保険証を見せればそのまま済む。薬剤師の方は大変積極的にやられているわけだが、なかなか利用状況を見ると、後ほど説明があると思うが利用率 23%ということで、かなり手を打たないと、保険証の期限を迎えた時に非常に困るのではないかと思います。 最後ですが、多重診断で家内が接骨院と整形外科に同じ月に通うと駄目で

	はないかと言われたことがあるが、どのようにチェックをされているのかお聞きしたい。
事務局	1 点目ですが、国保の被保険者が減っていくというところで、今は県が財政運営の主体となっており、市は県に事業費納付金というものを納めるわけですが、その納付金を基に、集めなければならない保険料が決まってきます。被保険者が減れば納付金も減るわけですが、医療費との兼ね合いもあり、1 人当たりの医療費等が伸びていけば納付金も増え、被保険者に納めていただく保険料も上げていかなければなりません。10 年先がどうなるかと言われると、現状、医療費が伸びれば保険料も上がるというところですが、国の財政支援がどうなっていくかという分からない部分もあります。今後の保険料としては、被保険者が減ってきたら医療費との兼ね合いで増えたり減ったりという何とも難しいところでございます。
委員	分かりました。
事務局	マイナ保険証については、昨年 12 月 2 日に現行の保険証の新規発行が停止されましたが、昨年発行した保険証は今年の 7 月 31 日が有効期限ですので、有効な保険証がお手元にあるということで、どうしてもまだそちらを使われている方も多いので、現状伸びていない部分もあるのかなと思います。 今年の 8 月以降は、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書というものが発行されますが、現状 7 割近くの方はマイナ保険証を持ってみえるので、実際医療機関にかかる場合には、増えてくるのではないかと思います。 マイナ保険証を基本とする受診に変わった昨年 12 月 2 日以降の利用率がまだ把握できておりませんが、現状は、そういった理由もあり伸びていないのではと、現場としては感じております。
委員	ありがとうございます。あとは、接骨院と医療の兼ね合いがよく分からないのですが、接骨院の方から同じような症状で医療機関へ行ったら駄目だと、止められたと家内が言っていたのですが、両方とも行けるのか。例えば膝が痛いので接骨院にかかり、整形外科にかかるというのは OK なのでしょうか。
委員	基本的には駄目です。同じ疾患とか病気、怪我でかかることはできません。これは厳しく取り締まられるというか見られていて、保険者へ診療報酬の請求でレセプトを提出すると、同じ病名でかかっていることが分かるので、そうすると保険請求はできないということになります。なので、同じ病名で例えば膝が痛いということで整形外科にかかっている、すっきりしないから接骨院に保険診療を使ってかかるということとはできないということです。これはルールなので、同じ病気ではかかりませんよと言われたのは多分そういうことだと思いますが、やむを得ないかなと思います。

	膝と腰とか違う場合はいいのですか。
委員	違うところを診てもらっているのがはっきり分かれば良いかもしれませんが、同じところに関しては、同じように診てもらうことはできないというのが原則です。
委員	例えば、内科でも同じような風邪で違うところにかかるというのも駄目なのでしょうか。治らないから違う病院に行くとか。
委員	それは良いと思います。医療機関同士の場合は良いのですが、医療機関と接骨院とは別の枠組みになりますので。
委員	今の話で、慢性疾患と急性疾患の取扱いの違いだと思ってもらって良いと思います。腰痛というのは比較的長く経過していきますし、風邪というのは治ったり治らなかったりと色々なことがありますから、そういう意味では別の医療機関にかかることはできると思います。例えば高血圧で治療をしていて、同じように高血圧で別の医療機関にかかるということはある得ませんよね。膝の痛いのも同じことなんですね。だから、整形外科と接骨院と同じにかかることはできませんよというふうに理解していただければ分かりやすいかと思います。
委員	はい、ありがとうございました。
事務局	先ほどのご質問の補足で、国保の加入者ですが、昨年 12 月で市民に対して 16.74%というのが現状でございます。これが 2 年前の令和 4 年ですと 18.73%なので 2%程減少しております。一昔前ですと国保加入率 40%という時代もあったのですが、近年は被用者保険、社会保険のほうへ企業の規模等で加入をしていくということで流れており、そういったことも要因の一つとなっておりますし、大きく下がったのは後期高齢者という制度ができましたので、このことによっても大きく下がったということです。 先ほども説明がありましたが、地域によっては加入者がもっと少なくなるというところもあって国保運営自体がままならないという状況で、県統一化ということで、令和 12 年度までに市町村標準保険料率の統一を目指して今、岐阜県が動いているところでございます。 マイナ保険証については、この後説明させていただきますので、よろしくお願いします。
委員	もう 1 点、今政治で問題となっている高額療養費の件について、まだ政府として結論は出ていないと思いますが、今後どのような方向になっていくのでしょうか。
事務局	現在、国から高額療養費が見直されるという案は来ており、来年度からということですが、決定はしていないため、改正時期は 8 月が基準になってくるかと思

	いますが、こちら情報も待っている状態で、全体的には段階的に細分化されて上がるという方向ではございます。特に若人の保険料を下げるという目的でもあるというのが、国からも言われていることでございます。
委員	はい、ありがとうございました。
議長	そのほかご質問はございませんか。
委員	医療費の適正化の推進の中で、ジェネリック医薬品についてはご存じのとおり、去年の10月からいわゆるジェネリック医薬品がある先発医薬品に関しては選定療養という形で保険から外れていますので、劇的に変わってきていると思います。正直、乳児医療の方など無料の方々が、今までは無料だったので先発医薬品を希望していたのが、私の肌感覚、薬局の状況ではありますが、ほとんどがジェネリック医薬品に切り替えていると聞いております。ただどうしても先発医薬品が良いという方が若干いらっしゃいますので、そういう方は非常に分かりやすく、選定療養については消費税がつくので端数が出ます。認識している方もみえるかもしれませんが、その辺りをより重視すると良いかと思います。また、院内の場合は選定療養に関係なく先発医薬品が出てしまっていますので、患者さんの方から指摘もあるとありがたいかなと思っております。数字の出し方で少し変わってきているところがあってご認識いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。
委員	院内のというお話がありましたが、薬が入ってこない状況です。先発医薬品しか入ってこない、ジェネリック医薬品しか入ってこない、ジェネリック医薬品を頼んでおいても、これはもうなくなりましたというのがあったりと、必要な薬が必要な時に入ってこないという状況があって、やむを得ず使っていることもありますので、その辺りだけご記憶いただきたいと思います。
委員	ジェネリック医薬品につきましては、協会けんぽでも毎年輕減額通知をやってきた経緯がございしますが、やはり去年の10月から選定療養が始まり、もう80%という数値を超えている中でご本人様に金額の軽減というのを通知してもなかなかもう効果がないのではないかなというようなことで、少し事業の見直しといいますか、来年度についてはこういった通知については基本送らないというような形に変更しております。ご参考にしていただければと思います。
議長	ご熱心にありがとうございました。そのほかご質問はございますか。
委員	9ページの「ヘルシーおおがきフェア」というのは、8月30日に予定されていますが、来年度は1回だけでしょうか。前のように2回、3回とされる予定はあるのでしょうか。
事務局	8月30日に保健センターと共同でやるということは確定しております。他

	のところでもやるかどうかというのは、現時点では確定しているものはございません。
委員	分かりました。8 ページにオンラインで保健指導とありますが、比較的年配の方でも問題なく回っているのでしょうか。
事務局	オンラインでの保健指導は、スマホやパソコンを使ってというものでございますが、周知・案内はしていても、今年度も 1 件ということで利用は少ない状況でございます。国・県からもオンライン保健指導を行うようにとのことで、本市では当初から実施はしていますが、利用者は少ないという状況でございます。
議長	そのほかご質問はございませんか。 それではないようですので、お諮りいたします。 議第 1 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について」は、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。
委員	（異議なし）
議長	ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。続きまして議事に入ります。議第 2 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業会計の予算（案）について」及び議第 3 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について」は、関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	（議第 2 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業会計の予算（案）について」及び議第 3 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について」説明）
議長	ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。
委員	はい、すみません。15 ページのところですが、支出のところの人件費は昨年比べて減っている、一般管理事業費は増えている。この事業費というのは何が増えたのでしょうか。
事務局	事業費ですが、来年度はレセプトコンピュータの更新がありまして、その更新費用が増えているという形になります。人件費の減というのは、今の看護師が再任用職員でおりますが、来年度から採用の形が変わり会計年度任用職員になりまして、その関係で人件費が減っているという形になります。
委員	そうしますと、事業費は通年で上がっていくわけではなく、単年度、来年度だけ上がりますよということですね。
事務局	そうですね。来年度はたまたまレセプトコンピュータの更新があるということで一般管理事業が増えておりますが、それがなければ減るような形にはなっております。

	ありがとうございます。後もう 1 点、上石津地域の方は、中々通院できないような方がご自宅で療養する場合の手立てがない状態なんです、それについては何かご検討をされているのでしょうか。
事務局	上石津診療所につきましては、地理的には上石津地域事務所のすぐ近くにあります。上石津については時地区から牧田地区まであり離れてはおりまして、診療所の利用者は年々減っておりますが、手立てとしてはコミュニティバスを診療時間と合わせて運行をしまして、交通手段がない方、交通機関の脆弱な地域ゆえ、そういった方々も通院できるような体制はとっております。もう一つは、診療所はそこしかないというのがございますので、地域の医療につきましては、現在西美濃厚生病院から医師の派遣を受けているわけですが、医師不足という現状もございます、そういったところも踏まえて、派遣元である西美濃厚生病院をはじめ、各種団体や地域の方々とも今後どうしていくかというところで、計画・協議をしているところでございます。
委員	はい、ありがとうございます。
議長	そのほかご質問はございませんか。 それではないようですので、お諮りいたします。議第 2 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険事業会計の予算（案）について」及び議第 3 号「令和 7 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について」は、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。
(委員)	(異議なし)
議長 議長	ご異議なしと認めます。よって、2 議案それぞれ、原案のとおり承認することに決しました。続きまして議事に入ります。議第 4 号「大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(議第 4 号「大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について」説明)
議長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。
(委員)	(挙手なし)
議長	ないようですので、お諮りいたします。議第 4 号「大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。
(委員)	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。以上で予定の議事は終了いたしました。そのほか、ご意見、ご質問はご

	ざいませんか。
委員	(挙手なし)
議長	委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。
課長	金森会長、ありがとうございました。それでは最後に、「3. その他」ということで、「マイナ保険証の利用状況等について」ご報告をさせていただきます。 (別紙 報告資料「マイナ保険証の利用状況等について」説明) 何かご質問等はございますでしょうか？
委員	(挙手なし)
課長	その他もよろしかったでしょうか。 委員の皆様には、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。なお、本日、ご協議いただきました、令和 7 年度予算、条例の一部改正につきましては、3 月の市議会定例会において審議されるため、それまでの間は非公表とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 次回の運営協議会でございますが、5 月頃を予定しております。日程が決まりましたら、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これをもちまして、令和 6 年度第 2 回大垣市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。
特記事項	な し

—